

## 令和5年度に発生した市内公立学校のいじめの重大事態に関する調査報告について

### 1. 調査結果の取扱い

本案件において、不登校であった児童生徒(以下「児童等」という。)の保護者へ報告した際、公表の意向があったため、公表版を作成し、児童等・保護者に公表版確認のため連絡等を行つたが、応答なく確認が取れない状況である。

このため、公表の最終確認が取れること、調査報告書の受理から相当の日数が経過していることを鑑み、やむを得ず非公表とすることとし、調査結果の詳細については公表を差し控える。

### 2. 調査の経過

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1)調査の主体         | 学校主体(学校いじめ防止委員会)に第三者委員2名を加えた調査                     |
| (2)重大事態発生日       | 令和5年11月(補正なしのため議会報告なし)                             |
| (3)調査諮詢日         | 学校主体のため諮詢なし  |
| (4)会議等開催回数       | 24回(うち第3者委員会による調査等4回含む)                            |
| (5)報告書提出日        | 令和7年1月20日  |
| (6)児童等・保護者への報告日  | 報告書提出日と同日  |
| (7)児童等の保護者意向等受理日 | 令和7年2月10日  |
| (8)市長報告日         | 令和7年2月17日  |
| (9)公表版確認         | 令和7年4月以降複数回確認を行つたが、返答なし(訪問1回、電話9回、通常郵便2回、配達証明2回含む) |

### 3. 学校としての本案件からの反省を受けての再発防止の取組(抜粋)

#### (1)いじめを見逃さないための取り組み

- ア 心の健康観察、いじめアンケート、生徒理解ツール「ほっと」などを活用し心の状況について定期的に把握し、早期から組織的な対応を行うための体制づくりを推進する。
- イ 組織的に困り感に応じて適切に相談できる体制を構築する。
- ウ いじめのない学校風土づくりを推進する。

#### (2)いじめ問題への一貫した対応の徹底

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく組織的対応に徹底する。
- イ いじめの問題についての教員研修を充実させる。

### 4. 第三者委員からの学校及び市教委への提言(抜粋)

- ・「いじめの芽」が残っていないか、いじめが継続していないか、組織的に丁寧に経過観察を継続すること。
- ・対応記録の保存と教員の負担軽減のため、記録のためのIT機器を導入すること。
- ・いじめの対応など具体的方法について、実践的な対応研修の充実させること。
- ・学校現場への必要な人員配置や事務処理業務の軽減させること。